

秋田県森林病虫害等防除事業実施要領

森林病虫害等を駆除し、及びそのまん延を防止するため実施する事業については、森林病虫害等防除法（昭和25年法律53号。以下「防除法」という。）及びその他の法令並びに秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）及び秋田県林業関係補助金等交付要綱（昭和39年制定）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第1 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業の種類及びその内容と対象経費等については次のとおりとする。

1 松くい虫防除対策事業

(1) 松くい虫防除対策事業の対象とする松くい虫は、防除法第2条第1項第1号の松くい虫（以下「松くい虫」という。）とする。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費	
薬 劑 散 布	特別防除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	地上散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について動力噴霧機等を利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	無人航空機散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について無人ヘリコプター等を利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	スプリンクラー散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木についてスプリンクラーを利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費、設置費、資材費及び事業雑費
駆 除	特別伐倒 駆除 (全木焼却)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）	伐倒費、焼却費（必要な搬出費、運搬費を含む。）及び事業雑費
	特別伐倒 駆除 (破碎)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び破碎	伐倒費、破碎費（必要な搬出費、運搬費を含む。）、枝条等の焼却費又は破碎費、事業雑費
	伐倒駆除 (くん蒸)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸	伐倒費、薬剤費、くん蒸費（集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。）及び事業雑費
	伐倒駆除 (薬剤散布)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒、薬剤の散布又ははく皮・松くい虫及び付着している枝条及び樹皮の焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費（必要な搬出費を含む。）又ははく皮・集積・焼却費、事業雑費
	補完伐倒 駆除	松くい虫の付着しているおそれのある樹木（枯死木に限る。）の伐倒及び薬剤の散布	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
伐採跡地	松くい虫が付着し、又は付着するお	薬剤費、薬剤散布費又はくん蒸	

駆除	駆除	それがある伐採跡地の枝条及び根株に対する薬剤の散布又は当該根株のはく皮若しくは松くい虫及びその付着している枝条・樹皮等の焼却	費又ははく費・集積・焼却費、事業雑費
	伐採木等駆除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等に対する薬剤の散布又は当該伐採木等に対する薬剤によるくん蒸又ははく皮若しくは松くい虫及びその付着している枝条・樹皮等の焼却	薬剤費、薬剤散布費又はくん蒸費又ははく費・集積・焼却費、事業雑費
	枯損幼齢木駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている幼齢小径木の伐倒及び当該小径木に対する薬剤の散布又は焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費又は集積・焼却費、事業雑費
樹幹注入	松くい虫が運ぶ線虫類による枯死予防のために行う松の生立木へ薬剤の注入	薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費	
防除に関する事務	松くい虫防除対策事業の実施に必要な調査、計画の樹立、指導、監督、検査及び防除の効率的な推進に必要な事務	共済費、賃金、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	
薬剤防除自然環境等影響調査	別に定める薬剤防除自然環境等影響調査要領による	賃金、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	

2 政令指定病虫害等防除事業

(1) 政令指定病虫害等防除事業の対象とする森林病虫害等は、防除法第2条第1項第3号の森林病虫害等（以下「政令指定病虫害等」という。）とする。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費	
その他松くい虫	その他松くい虫（くん蒸）	その他松くい虫の付着により枯死、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸	伐倒費、薬剤費、くん蒸費（集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。）及び事業雑費
	その他松くい虫（薬剤散布）	その他松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒、薬剤の散布又ははく皮・松くい虫及び付着している枝条及び樹皮の焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費（必要な搬出費を含む。）又ははく皮・集積・焼却費、事業雑費
	その他松くい虫（薬剤防除）	その他松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
食葉性害虫	松毛虫駆除（薬剤防除）	松毛虫に対する薬剤の散布（くん煙による駆除を適当とする場合のくん煙剤を含む。）	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	まいまいが	まいまいがに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費

虫	駆除 (薬剤防除)		業雑費
たまばえ類	駆除 (薬剤防除)	まつばのたまばえ及びすぎたまばえに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
すぎはだに	駆除 (薬剤防除)	すぎはだにに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
ナラ類等	カシノナガキクイムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死に貧している樹木の薬剤によるくん蒸、焼却、破砕及び誘引捕殺	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）及び事業雑費、賃金、人件費及び資材費
せん孔性害虫	カシノナガキクイムシ防除	カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれのある樹木への粘着剤の塗布等、ビニール被覆及び殺菌剤の樹幹注入	賃金、人件費、資材費、需用費及び備品購入費
害虫	カシノナガキクイムシ被害防止対策	航空機等を利用して行うカシノナガキクイムシ被害木の探査	賃金、人件費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
防除に関する事務		政令指定病虫害等防除事業の実施に必要な調査、計画の樹立、指導、監督、検査及び防除の効率的な推進に必要な事務	共済費、賃金、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費

3 保全松林緊急保護整備

(1) 森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(4)のアの(ア)の保全松林健全化整備事業による衛生伐をいう。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費
衛生伐	松くい虫被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、破砕、焼却、薬剤によるくん蒸及び森林作業道の整備	伐倒費、破砕費（必要な搬出費、運搬費を含む。）、焼却費（必要な搬出費、運搬費を含む。）、くん蒸費（集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。）、森林作業道の整備に要する経費及び事業雑費

4 樹種転換実施事業

(1) 森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(4)のアの(イ)の松林保護樹林帯造成による人工造林をいう。

(2) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領の別表2のメニュー森林資源保護の推進の事業内容の欄の(2)の⑤による生立木除去をいう。

(3) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費
人工造林 森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(4)のアの(イ)の松林保護樹林帯造成による	前生樹(松)の除去、植栽及び森林	伐倒費（集積費及び必要な搬出費を含む。）、植栽費（地拵え費、苗木代、仮植

る人工造林	作業道の整備	費、苗木運搬費、植付け費)、森林作業道の整備に要する経費及び事業雑費
生立木除去 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領の別表2のメニュー森林資源保護の推進の事業内容の欄の(2)の⑤による生立木除去	松林の伐採、整理等	伐倒費(集積費及び必要な搬出費を含む。)及び事業雑費

(4) 各事業の要領等、また生立木除去については別に定める「生立木除去事業実施要領」(平成18年制定)にも従い実施するものとする。

5 駆除命令

防除法第5条第1項から第3項の規定に基づく駆除命令は、別に定める「森林病虫害等防除事業駆除命令実施要領」(昭和57年制定)により実施することとし、駆除措置を行った者に対する損失補償は、別に定める「秋田県森林病虫害等防除事業損失補償金交付要綱」(昭和57年制定)によるものとする。

6 標準単価

農林水産部長(以下「部長」という。)は、毎年度森林病虫害等防除事業の種類毎に必要なに応じて標準単価を作成し、地域振興局長(以下「局長」という。)に通知するものとする。

第2 事業の実施主体

県、市町村、森林組合及び森林若しくは樹木の所有者又は管理者(防除法第3条第1項第3号から6号に規定する指定種苗及び伐採木等の所有者又は管理者を含む。)並びに県、市町村及び森林組合以外の者で知事が適当と認めたものとする。

第3 被害の監視

松くい虫被害を防止するため、森林害虫防除員は必要に応じて移動中の丸太の検査、貯木場、製材工場、チップ工場等のほか、木材集積場所への立入検査を行うものとする。

第4 被害調査

1 松くい虫被害調査

(1) 松くい虫防除対策事業等に係る調査は、別に定める「松くい虫被害状況調査要領」(昭和58年制定)に基づき行うものとする。

(2) 対策対象松林のうち、県知事が指定する高度公益機能森林、被害拡大防止森林については局長が、市町村長が指定する地区保全森林、地区保全拡大防止森林については市町村が調査するものとする。

(3) 市町村長は、(1)の調査結果を、森林病虫害等被害状況報告書(様式第1号)により、局長に報告するものとする。

(4) 局長は、(1)の調査結果又は(3)による報告に基づき、森林病虫害等被害調査報告書(様式第2号)を、部長に報告するものとする。

2 その他被害状況調査

- (1) 次の場合には、県営林については局長が、それ以外については市町村長が被害状況を調査するものとする。
 - ア 政令指定病害虫（カシノナガキクイムシ、松毛虫、まつばのたまばえ、すぎたまばえ、まいまいが、すぎはだに、くりたまばち、のねずみ、からまつ先枯病菌）の被害が発見された場合。
 - イ 松くい虫及び政令指定病害虫以外の森林病害虫等であっても、被害状況から、広範囲の森林に重大な損害を与えるおそれがある場合
- (2) 市町村長は、(1) の調査結果を、森林病害虫等被害状況報告書（様式第1号）により、局長に報告するものとする。
- (3) 局長は、(1) の調査結果又は(2) による報告に基づき、森林病害虫等被害調査報告書（様式第2号）を、部長に報告するものとする。

第5 発生予察調査

1 事業の内容

発生予察調査の内容は、松くい虫について、その発生予察に必要な次に掲げる調査とする。なお、その他の森林病害虫については、当調査が必要と認められた場合に実施することとし、その内容等については別途、部長より通知する。

- (1) 当年のツツナダラカキリの発生時期を予測する調査。
- (2) ツツナダラカキリの寄生確認及びツツナダラカキリの分布調査が必要と認められるとき、それを判定する調査。

2 実施の方法

調査は、別に定める「松くい虫発生予察調査実施要領」（昭和58年制定）により実施するものとする。

3 予察結果の処理

予察結果は、森林病害虫等防除事業等の実施にあたって、防除区域及び防除時期の決定に資するものとする。

第6 補助事業の実施

事務手続きについては秋田県林業関係補助金交付要綱に基づくほか、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、被害調査に基づき事業計画書（様式第3号）をすみやかに局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、市町村の事業計画書について適当と認められるときは市町村長に内示するものとする。
- (3) 補助金の申請等は別に定める補助金交付要綱に基づき実施するものとする。
- (4) 事業の着手は、原則として補助金交付指令（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した指令前着手届（様式第4号）をあらかじめ局長あてに提出するものとする。

第7 委託事業の実施

県において事業を委託するときは、別に定める「秋田県森林整備関係業務入札制度実施要綱」「秋田県森林整備関係業務競争入札事務の取扱」「秋田県森林整備関係業務条件付き一般競争入札実施要綱」により実施するものとする。

第8 実施基準等

1 薬剤の使用

(1) 農薬選定上の留意事項

ア 薬剤は「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）第3条による登録を受けている農薬とする。なお、薬剤の散布（特別防除、地上散布、無人ヘリ散布等）及び薬剤によるくん蒸（伐倒駆除）にあつては、人畜毒性が普通物でかつ魚毒性がA類又はB類に属する農薬を使用するものとする。なお、補助対象とする農薬の種類等については、毎年度定める「松くい虫防除対策事業標準単価表」に示す。

イ 住宅地等が周辺にある場合は、環境負荷が小さい（単位面積あたりの有効成分総使用量が少ない）農薬を使用する。また、住宅地等が周辺にない場合であっても、環境負荷が小さい農薬を中心に使用する。

ウ 農作物耕作地が周辺にある場合は、県の「農作物病害虫・雑草防除基準」で周辺農作物にも登録がある農薬（有効成分が同じもの）で、万一周辺農作物に飛散した場合の残留による影響が少ない農薬（食品衛生法に基づく残留農薬基準値と散布濃度・量を照らし合わせて判断）を使用する。

エ 養蜂が周辺で行われている場合は、ミツバチへの影響が少ない農薬を使用する。

(2) 安全使用について

農薬の使用に当たっては、農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、「農薬取締法」第25条第1項による「農薬を使用する者が遵守すべき基準」、県の「農作物病害虫・雑草防除基準」を遵守するとともに、別紙1の「秋田県農薬安全使用基準（森林病害虫）」に従うものとする。

2 特別防除

松くい虫防除対策事業の特別防除は、防除法第7条の3第1項に基づく「秋田県防除実施基準」及び「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知）8の（4）の別紙2「特別防除の実施に関する運用基準」によるものとし、また、県の航空防除推進要領に基づく航空防除安全対策に従い危・被害防止に万全を期すこと。

3 地上散布

松くい虫防除対策事業の地上散布は、別紙2の「秋田県地上散布実施基準（松くい虫）」によるものとする。

4 無人航空機散布

松くい虫防除対策事業の無人航空機散布は、別紙3の「秋田県無人航空機散布実施基準（松くい虫）」によるものとする。

5 伐倒駆除

松くい虫防除対策事業の駆除は、別紙4の「秋田県伐倒駆除実施基準」によるものと

する。

6 カシノナガキクイムシ駆除及び防除

政令指定病害虫等防除事業のカシノナガキクイムシ駆除及び防除は、別紙5の「秋田県カシノナガキクイムシ駆除及び防除実施基準」によるものとする。

第9 検査

1 完成検査

局長は、秋田県財務規則第255条の規定による事業実績報告書及び委託事業の完成届けの提出があったときは、速やかに検査員（検査員は森林病害虫等防除法に基づく森林害虫防除員）の検査を行わせるものとする。

2 検査事項

検査は、事業の趣旨に基づき防除方法の適否、事業量、防除効果、関係書類等について次により行うものとする。

(1) 書類検査

実績報告の防除費が事業別に定めた経費の内容に該当しており、かつ、算定が適正であるかどうかを確認するほか、次の事項についても確認する。

- ア 補助金交付関係書類
- イ 設計図書関係書類
- ウ 工事（委託）契約関係書類
- エ 施工管理関係書類
- オ その他必要な書類

(2) 現地検査

ア 特別伐倒駆除・伐倒駆除・衛生伐

- (ア) 本数及び材積は実測とし、調査野帳等により確認する。
- (イ) 材積は、幹と枝条を合わせた総材積とし、立木材積の1.2倍とする。
- (ウ) 材積の単位は立法メートル（m³）とし、小数点以下3位を四捨五入して単位以下2位とする。
- (エ) 検査本数は、無作為に抽出した実施総本数の5%にあたる本数以上（5%にあたる本数が3本に満たない場合は3本以上、実施総本数が3本未満の場合は全本数）とする。
- (オ) 検査の証しとして、駆除実施木の根株に検査極印を押印すること。ただし、駆除実施木が集団になっている場合には、その外縁部の根株のみの押印とすることができる。また、押印木は上記（エ）と重複することができる。
- (カ) 枝条等の処理残しがないか踏査し確認する。また、伐倒駆除においては、所定のくん蒸期間を経過していること、かつ、被覆シートに破れがないか確認する。
- (キ) 特別伐倒駆除において事業実施後における確認が困難なものについては、事業実施中に破碎状況等を確認しておくものとする。また、伐倒駆除においては、使用薬剤の種類及び数量等を確認しておくものとする。

イ 地上散布、無人航空機散布、特別防除

- (ア) 面積は防除面積とし、森林計画図及び森林簿等と照合し確認する。
- (イ) 面積の単位はヘクタール（ha）とし、小数点以下3位を四捨五入して単位以下2位とする。

(ウ) 事業完了後における確認が困難なものについては、事業実施中に使用薬剤の種類及び数量、薬剤散布の状況等を確認しておくものとする。

ウ 樹幹注入

(ア) 本数は対象樹木本数とし、管理野帳等と現地を照合し確認する。

(イ) 所定の注入孔数であるかを確認する。

(ウ) 検査本数は、無作為に抽出した実施総本数の5%にあたる本数以上（5%にあたる本数が3本に満たない場合は3本以上、実施総本数が3本未満の場合は全本数）とする。

(エ) 事業完了後における確認が困難なものについては、事業実施中に使用薬剤の種類及び数量等を確認しておくものとする。

エ カシノナガキクイムシ駆除

(ア) 本数及び材積は実測とし、調査野帳等により確認する。

(イ) 材積は、幹と枝条を合わせた総材積とするが、枝条材積は立木材積により変わるのを留意すること。

(ウ) 材積の単位は立法メートル（m³）とし、小数点以下3位を四捨五入して単位以下2位とする。

(エ) 検査本数は、無作為に抽出した実施総本数の5%にあたる本数以上（5%にあたる本数が3本に満たない場合は3本以上、実施総本数が3本未満の場合は全本数）とする。

(オ) 伐倒くん蒸処理においては検査の証しとして、駆除実施木の根株に検査極印を押印すること。ただし、駆除実施木が集団になっている場合には、その外縁部の根株のみの押印とすることができる。また、押印木は上記（エ）と重複することができる。

(カ) 伐倒くん蒸処理においては、所定のくん蒸期間を経過していること、かつ、被覆シートに破れがないか確認する。また、立木くん蒸処理においては、所定の注入孔数であるかを確認する。

(キ) 事業完了後における確認が困難なものについては、事業実施中に使用薬剤の種類及び数量等を確認しておくものとする。

(3) 駆除の措置の完成歩合と是正

完成歩合の査定は、所定の駆除の措置が行われた場合を基準とし、駆除効果に重点をおいて行うものとする。

ただし、検査の結果著しく駆除方法が劣っており、かつ、まん延防止のうえで不相当と認められるときは、是正の措置を行わせ再度完成検査をしたうえで完成歩合の再度査定するものとする。

3 補助対象経費の算定

(1) 査定経費

査定経費は、完成数量に第1の1の(2)に規定する事業別の標準単価を乗じて求めた額の範囲とし、実際の事業費が査定経費を下回った場合はその実行経費とする。

(2) 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に定める補助率を乗じた額とする。

ただし、補助金の交付額は円単位とし、円以下の端数はすべて切り捨てるものとする。

4 検査報告

検査員は、検査結果を森林病虫害等防除事業検査報告書（様式第5号）にとりまとめ、局長に報告するものとする。

第10 計画樹立

1 知事は、防除法第7条の3第1項に基づく「秋田県防除実施基準」、同法第7条の5第1項に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域、同法第7条の6第1項に基づく「秋田県樹種転換促進指針」、同法7条の9第1項に基づく「秋田県地区防除指針」（以下これらを総称して「県が定める基準等」という。）を策定又は変更するものとする。

また、知事は県が定める基準等の計画案又は変更案を策定して秋田県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くものとする。

2 松くい虫被害対策地区実施計画（以下「地区実施計画」という。）（様式第6号）

(1) 県が定める基準等の通知を受けた市町村長は、必要と認めるときは、県が定める基準等に即して、地区実施計画案又は変更案を作成し、局長に提出するものとする。局長はその内容を検討し、部長に副申するものとする。

(2) 部長は、当該地区実施計画案又は変更案が次の要件をすべて満たしていると認めるときは承認するとともに、当該市町村長及び局長に通知する。

ア 薬剤による防除に関する事項にあつては「秋田県防除実施基準」に即したものであること。

イ 樹種転換に関する事項にあつては「秋田県樹種転換促進指針」に即したものであること。

ウ 「秋田県地区防除指針」に即したものであること。

3 連絡協議会の設置

(1) 森林病虫害等の防除を適正かつ円滑に実施するため、別に定める「秋田県森林病虫害等防除連絡協議会設置要領」（平成19年制定）に基づき、県農林水産部に秋田県森林病虫害等防除連絡協議会を設置し、関係地域振興局農林部に秋田県森林病虫害等防除地域連絡協議会を設置するものとする。

(2) 部長は、高度公益機能森林等の区域の指定又は変更等にあつては、秋田県森林病虫害等防除連絡協議会を開催し、意見を徴するものとする。

附 則

（施行期日）この要領は昭和58年2月7日から施行する。

平成 3年3月14日 一部改正

平成10年7月 9日 一部改正

平成16年7月30日 一部改正

平成18年6月 2日 一部改正

平成19年2月23日 一部改正

平成19年3月13日 一部改正

平成19年5月25日 一部改正

平成19年11月9日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正

平成22年6月 8日 一部改正
平成22年9月27日 一部改正
平成24年4月25日 一部改正
平成26年4月28日 一部改正
令和 2年8月 3日 一部改正
令和 2年10月8日 一部改正
令和 3年4月 1日 一部改正
令和 5年1月27日 一部改正
令和 5年4月25日 一部改正